

## 自動車保管場所証明等事務取扱要領について（例規）

平成3年6月25日  
兵警交規第14号警察本部長

[沿革] 平成4年4月本部訓令第13号、7年7月第13号、8年4月兵警駐例規第12号、12年6月本部訓令第3号、14年3月第5号、17年3月兵警務例規甲第5号、19年1月兵警務例規甲第2号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）自動車保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明、保管場所の届出の受理及び保管場所標章（以下「標章」という。）の交付に係る事務（以下「保管場所証明等事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 保有者 自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
- (2) 使用の本拠の位置 自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所若しくは居所又は営業所の所在地を、法人の場合はその主たる事務所又は従たる事務所の所在地をいう。
- (3) 証明申請 自動車の保有者が当該自動車を保管する場所の位置を管轄する署長に、当該場所が当該自動車につき保管場所（法第3条に規定する保管場所をいう。以下同じ。）として確保されていることの証明を求める申請をいう。
- (4) 書面申請 書面により行う証明申請をいう。
- (5) 電子申請 自動車関係手続を行うための電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行う証明申請をいう。
- (6) 証明通知 電子申請に係る場所の位置を管轄する署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であって、電子情報処理組織を使用して行うものをいう。
- (7) 使用権原書 自動車の保有者が自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「証明書」という。）の交付の申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する規則第1条第2項第1号に掲げる書面をいう。
- (8) 自動車保管場所管理システム 自動車の保管場所に関する各種データを兵庫県警察情報管理システムを利用して管理及び運用するシステムをいう。

### 第2 書面申請に係る保管場所証明等事務

#### 1 証明書の交付の申請に必要な書類

証明書の交付の申請にあっては、次の書類を提出させるものとする。この場合において、同一保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする申請が同時に行われるときは、(2)及び(3)に掲げる書類は1通とする。

- (1) 自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書」という。）  
2通
- (2) 次に掲げるいずれかの使用権原書 1通
  - ア 申請に係る場所が保有者の所有する土地又は建物である場合  
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第1号。以下「自認書」という。）
  - イ 申請に係る場所が保有者の所有する土地又は建物でない場合  
土地又は建物の貸借契約書の写し、駐車場の料金の領収書の写し、自動車保管場所使用承諾証明書（様式第2号。以下「使用承諾証明書」という。）等使用に関する権利関係を疎明する書面で、当該場所を保管場所として使用できることとなった日から1箇月以上継続して使用できるもの
  - ウ その他の場合
    - (ア) 申請に係る場所が官公署が保有するものである場合  
当該自動車の保管場所が確保されていることを記載内容とする管理責任者の自認書
    - (イ) 申請に係る自動車の使用に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人において貸借又は使用の権利関係を確認でき、かつ、前記イに掲げる書面が作成しがたい場合  
当該公法人の発行する保管場所使用確認証明書（様式第3号）
- (3) 申請に係る場所、申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物並びに申請に係る場所の周囲の建物、空き地及び道路を表示した保管場所の所在図・配置図（様式第4号。以下「所在図・配置図」という。） 1通

## 2 証明書の交付の申請の受理等

証明書の交付の申請の受理等の要領は、次のとおりとする。

- (1) 証明申請書等の点検  
証明申請書及び前記1の(2)及び(3)に規定する書類（以下「証明申請書等」という。）の提出があったときは、次に掲げる事項について点検するものとする。
  - ア 申請者が、個人であるものにあつては記名押印又は署名、法人であるものにあつては記名押印が証明申請書になされていること。
  - イ 行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士等」という。）が作成し、提出した証明申請書については、当該行政書士等の記名及び職印の押印がなされていること並びに当該行政書士等が代理権を有していること。
  - ウ 証明申請書等の様式及び記載内容並びに通数が適正であること。この場合において、次に掲げる書類は有効なものとする。こと。
    - (ア) 新規購入等の理由により自動車の車台番号が特定できないため、車台番号欄が空白のまま提出された証明申請書
    - (イ) 規則第1条第3項本文の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された所在図・配置図（同項ただし書の規定に基づき、所在図の記載の必要があると認めるときを除く。）

エ 申請に係る場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

オ 申請に係る場所の位置が道路上以外の場所であること。

(2) 証明申請書等の訂正等

証明申請書等に誤記、脱字等がある場合は、次により処理するものとする。

ア 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できるものであるときは、訂正箇所には横線2本を引き、当該訂正箇所に申請者の印を押印（署名がなされている場合には、署名）させる方法により訂正させた上、受理すること。

イ 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できないものであるときは、その理由及び前記アの訂正要領を説明して証明申請書等を返却すること。

(3) 処理簿への登載

申請を受理したときは、速やかに自動車保管場所証明等処理簿（様式第5号。以下「処理簿」という。）に登載しなければならない。

(4) 代行申請

代行者による申請を受理したときは、警察署で保管する証明申請書欄外の連絡先欄に代行者の住所、氏名及び電話番号を記載させ、その状況を明らかにしておくものとする。

(5) 証明書交付予定日の告知

申請を受理したときは、自動車保管場所証明書等受領の案内（様式第6号）に交付予定日を記載して、交付予定日を告知するものとする。

3 証明書の交付の申請に係る場所の現地調査

証明書の交付の申請を受理したときは、申請に係る場所について、速やかに現地に赴いて調査（以下「現地調査」という。）を行わなければならない。

4 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、次のとおりとする。

(1) 保管場所の位置

使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートル以内であること。

(2) 保管場所の広さ

証明書の交付の申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。

(3) 保管場所に通ずる道路

ア 当該道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。

イ 保管場所に通ずる道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路であるときは、証明書の交付の申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第47条の2第1項又は車両制限令第12条の規定により、道路管理者が申請者に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。

ウ 保管場所に通ずる道路が道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路であるときは、証明書の交付の申請に係る自動車が適法かつ安全に通行できるものであること。

エ 保管場所に通ずる道路が自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路であ

るときは、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。

(4) その他

ア 証明書の交付の申請に係る場所が消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等により、自動車の保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所であるときは、保管場所として認めないこと。

イ 証明書の交付の申請に係る場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用されている部分であるときは、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が区画線等により、常時確保されていることが明らかなきときは、この限りでない。

5 証明書の交付等

現地調査によって保管場所が確保されていると認められたものについては、次により証明書を交付するものとする。

(1) 交付所要日数

証明書は、受理の日から4日以内（兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に交付することができるようにするものとする。

(2) 証明書の作成

ア 証明申請書2通の証明欄に、所定の事項を記載した上、契印し、1通（兵庫県収入証紙（以下「収入証紙」という。）をはり付けていないもの）に署長印（兵庫県警察における公印の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第15号）別表1の部に規定する警察署長印をいう。以下同じ。）を押印して証明書を作成するものとする。この場合において、番号欄には処理簿の証明番号を、証明年月日欄には決裁があった日を記載するものとする。

イ 証明書に訂正箇所があるときは、当該訂正箇所に署長印を押印するものとする。

(3) 証明書の交付

ア 証明書の交付の申請時に車台番号が確定していないため空白のまま受理していたものについては、車台番号を記載させた上、証明書を交付するものとする。

イ 証明書を交付するときは、処理簿に交付月日を記載した上、受領印又は署名を徴するものとする。

ウ 証明書を申請者本人又は申請代行者以外の者に交付するときは、警察署で保管する証明申請書の欄外に、その者の住所、氏名及び電話番号を記載するものとする。

エ 証明書を交付した後の訂正は、認めない。

(4) 自動車登録番号の記入

証明書を交付する際には、当該証明に係る自動車が中古車等で登録番号の変更を伴わないものについては、その自動車登録番号を警察署で保管する証明申請書欄外の自動車登録番号欄に記載すること。

## 6 保管場所が確保されていると認めることができない場合の措置

現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないものについては、証明書の交付の申請を却下し、自動車保管場所証明申請審査結果通知書（様式第9号）を2通作成し、契印の上、1通に、右上部欄外に「不可」と記載した証明申請書1通を添付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該処分について不服申立て又は取消訴訟ができる旨を教示しなければならない。

## 7 標章等の交付等

標章及び保管場所標章番号通知書（規則別記様式第3号。以下「3号通知書」という。）の交付等の要領は、次のとおりとする。

### (1) 標章を交付する場合

保管場所が確保されていると認める場合に、交付の申請に応じて交付するものとする。

### (2) 交付の申請に必要な書類

保管場所標章交付申請書（規則別記様式第3号。以下「標章交付申請書」という。）  
2通

### (3) 交付の申請の受理

標章の交付の申請を受けたときは、記載内容を点検した上、受理するものとする。この場合において、標章交付申請書に誤記、脱字等があるときは、当該箇所に横線2本を引き、申請者の印を押印（署名がなされている場合にあっては、署名）させる方法により訂正させるものとする。

### (4) 標章の作成

標章の記載事項は次のとおりとし、自動車保管場所管理システムの端末機に必要な事項を入力して端末機と接続する標章印字機により作成するものとする。

ア 標章番号は9桁とし、左から2桁を発行年の西暦の下2桁、次の6桁を警察署ごとの標章発行暦年別一連番号、最後の1桁を再交付回数とすること。

イ 発行警察署長名は、保管場所を管轄する署長名とするが、「兵庫県」は冠しないこと。

### (5) 3号通知書の作成

標章交付申請書2通の通知欄に、所定の事項を記載した上、契印し、1通（収入証紙をはり付けていないもの）に署長印を押印して3号通知書を作成するものとする。この場合において、3号通知書の番号欄には証明書の証明番号を、通知の年月日欄には標章の交付年月日（証明書と同時に交付する場合にあっては証明書の証明年月日）を記載するものとする。

### (6) 標章等の交付

ア 標章等を交付するときは、処理簿に交付月日を記載した上、受領印又は署名を徴するものとする。

イ 標章等を交付した後の訂正は、認めない。

## 第3 電子申請に係る保管場所証明等事務

### 1 電子申請の到達時の措置

#### (1) 処理簿への登載

申請の到達を認知したときは、速やかに自動車保管場所証明等処理簿（電子申請用）（様式第10号。以下「処理簿（電子申請用）」という。）に登載しなければならない。

## (2) 入力事項の点検等

申請に係る入力事項の点検等の要領は、次のとおりとする。

### ア 入力事項の点検

申請の到達を認知したときは、当該申請の内容を出力の上、次に掲げる事項を点検するものとする。

#### (ア) 次に掲げる事項が入力されていること。

- a 証明申請書に記載すべき事項
- b 使用権原書に記載すべき事項
- c 所在図・配置図に記載すべき事項

#### (イ) 当該申請に係る場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

#### (ウ) 当該申請に係る場所の位置が道路上以外の場所であること。

### イ 入力事項の補正の通知

前記アによる点検の結果、入力事項に誤入力等があるときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して補正すべき事項を通知するものとする。

### ウ 車台番号の照会

前記アの(ア)のaに掲げる事項に車台番号が入力されていないときは、電子情報処理組織を使用して、車台番号を照会するものとする。この場合において、前記イにより補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に照会するものとする。

## 2 電子申請に係る場所の現地調査

申請に係る入力事項に誤入力等がないと認めるときは、速やかに現地調査を行わなければならない。

## 3 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、次のとおりとする。

### (1) 保管場所の位置

使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートル以内であること。

### (2) 保管場所の広さ

電子申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。

### (3) 保管場所に通ずる道路

ア 当該道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。

イ 保管場所に通ずる道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路であるときは、電子申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第47条の2第1項又は車両制限令第12条の規定により、道路管理者が申請者に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。

ウ 保管場所に通ずる道路が道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路である

ときは、電子申請に係る自動車に適法かつ安全に通行できるものであること。

エ 保管場所に通ずる道路が自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路であるときは、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。

(4) その他

ア 電子申請に係る場所が消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等により、自動車の保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所であるときは、保管場所として認めないこと。

イ 電子申請に係る場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用されている部分であるときは、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が区画線等により、常時確保されていることが明らかなきときは、この限りでない。

4 証明通知

現地調査によって保管場所が確保されていると認め、かつ、車台番号が特定されたものについては、次により証明通知を行うものとする。

(1) 通知所要日数

証明通知は、到達の日から4日以内（休日を除く。）に行うものとする。ただし、補正すべき事項がある場合及び車台番号が入力されていない場合は、この限りでない。

(2) 通知月日の記載

証明通知を行ったときは、処理簿（電子申請用）に通知月日を記載するものとする。

5 証明通知を行わない場合の措置

次に掲げるいずれかに該当するときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して証明通知を行わない旨及び当該処分について不服申立て又は取消訴訟ができる旨を通知しなければならない。

(1) 現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないとき。

(2) 前記1の(2)のイにより補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に補正がなされなかったとき。

(3) 前記1の(2)のウにより車台番号を照会した場合において、当該照会をした翌日から起算して7日（休日を含む。）以内に回答がなされなかったとき。

6 標章等の交付等

標章及び保管場所標章番号通知書（規則別記様式第4号。以下「4号通知書」という。）の交付等の要領は、次のとおりとする。

(1) 標章を交付する場合

警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）第3条第2項の規定により、証明通知に係る標章の交付に関する手数料（以下「標章交付手数料」という。）の納付があった場合に交付するものとする。

(2) 標章の作成

標章の記載事項は次のとおりとし、自動車保管場所管理システムの端末機と接続

する標章印字機により作成するものとする。

ア 標章番号は9桁とし、左から2桁を発行年の西暦の下2桁、次の6桁を警察署ごとの標章発行暦年別一連番号、最後の1桁を再交付回数とすること。

イ 発行警察署長名は、保管場所を管轄する署長名とするが、「兵庫県」は冠しないこと。

(3) 4号通知書の作成

所定の事項を記載した上、署長印を押印して4号通知書を作成するものとする。

(4) 標章等の交付

ア 標章等を交付するときは、処理簿（電子申請用）に交付月日を記載した上、受領印又は署名を徴するものとする。

イ 標章等を交付した後の訂正は、認めない。

#### 第4 届出に係る保管場所証明等事務

##### 1 届出を受理する場合

(1) 軽自動車である自動車を新たに運行の用に供しようとするとき（令附則第2項第2号に規定する軽自動車に係る保管場所届出義務等の制度適用地域（以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠の位置を有するもので、県内に保管場所があるものに限る。）

(2) 軽自動車の使用の本拠の位置を、軽自動車適用地域以外から軽自動車適用地域に移し、かつ、保管場所の位置を変更したとき。

(3) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合に引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき。

(4) 自動車が証明書により証された保管場所の位置を変更したとき（変更届を出した後の変更を含む。）

(5) 前記(1)に係る軽自動車である自動車が保管場所の位置を変更したとき（変更届を出した後の変更を含み、軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有するもので、県内に保管場所があるものに限る。）

##### 2 届出に必要な書類

届出にあつては、次の書類を提出させるものとする。この場合において、同一保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする届出が同時に行われるときは、

(2)及び(3)に掲げる書類は1通とする。

(1) 自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号。以下「届出書」という。）

1通

(2) 次に掲げるいずれかの使用権原書 1通

ア 届出に係る保管場所が所有者の所有する土地又は建物である場合  
自認書

イ 届出に係る保管場所が所有者の所有する土地又は建物でない場合

土地又は建物の貸借契約書の写し、駐車場の料金の領収書の写し、使用承諾証明書等使用に関する権利関係を疎明する書面で、当該場所を保管場所として使用できることとなった日から1箇月以上継続して使用できるもの

ウ その他の場合

(7) 届出に係る保管場所が官公署が保有するものである場合  
当該自動車の保管場所が確保されていることを記載内容とする管理責任者の自認書

(1) 届出に係る自動車の使用に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人において貸借又は使用の権利関係を確認でき、かつ、前記イに掲げる書面が作成しがたい場合

当該公法人の発行する保管場所使用確認証明書

(3) 届出に係る保管場所、届出に係る保管場所の付近の道路及び目標となる地物並びに届出に係る保管場所の周囲の建物、空き地及び道路を表示した所在図・配置図  
1通

### 3 届出の受理

届出の受理の要領は、次のとおりとする。

#### (1) 届出書等の点検

届出書及び前記2の(2)及び(3)に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる事項について点検した上、保管場所としての要件の欠如又は明らかに申請書類の記載内容に誤りがない限り、受理するものとする。

ア 届出者が、個人であるものにあつては記名押印又は署名、法人であるものにあつては記名押印が届出書になされていること。

イ 行政書士等が作成し、提出した届出書については、当該行政書士等の記名及び職印の押印がなされていること並びに当該行政書士等が代理権を有していること。

ウ 届出書等の様式及び記載内容並びに通数が適正であること。この場合において、規則第3条第2項において準用する規則第1条第3項本文の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された所在図・配置図は有効なものとする。

エ 届出に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

オ 届出に係る保管場所の位置が道路上以外の場所であること。

#### (2) 届出書等の訂正等

届出書等に誤記、脱字等がある場合は、次により処理するものとする。

ア 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できるものであるときは、訂正箇所に横線2本を引き、当該訂正箇所に届出者の印を押印（署名がなされている場合には、署名）させる方法により訂正させた上、受理すること。

イ 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できないものであるときは、その理由及び前記アの訂正要領を説明して届出書等を返却すること。

#### (3) 届出等処理簿への登載

届出を受理したときは、自動車保管場所届出等処理簿（様式第11号。以下「届出等処理簿」という。）に登載しなければならない。

#### (4) 代行届出

代行者による届出を受理するときは、届出書欄外の連絡先欄に代行者の住所、氏名及び電話番号を記載させ、その状況を明らかにしておくものとする。

#### (5) 標章交付予定日の告知

届出書を受理（郵送の場合を除く。）したときは、原則として即日に標章を交付すること。

なお、標章を交付できないときは、保管場所標章受領の案内（様式第12号）に交付予定日を記載して、届出者に交付予定日を告知するものとする。

#### 4 郵送による届出の受付時の措置

##### (1) 届出の受付

保管場所の届出及び保管場所の変更の届出は、郵送によるもの（郵便により届出書等を提出して行うことをいう。）についても、受け付けるものとする。

##### (2) 届出の受付時の措置

ア 前記(1)により届出書等を受け付けたときは、次に掲げる事項について点検するものとする。

(ア) 届出者が、個人であるものにあつては記名押印又は署名、法人であるものにあつては記名押印が届出書になされていること。

(イ) 行政書士等が作成し、提出した届出書については、当該行政書士等の記名及び職印の押印がなされていること並びに当該行政書士等が代理権を有していること。

(ウ) 届出書等の様式及び記載内容並びに通数が適正であること。この場合において、規則第3条第2項において準用する規則第1条第3項本文の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された所在図・配置図は、有効なものとする。

(エ) 届出に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

(オ) 届出に係る保管場所の位置が道路上以外の場所であること。

イ 前記アによる点検の結果、届出を受理するときは届出等処理簿に登載の上、標章交付手続のために来署すべきことを通知し、届出を不受理とするときはその理由及び訂正等のために来署すべきことを通知するものとする。

#### 5 標章の交付等

標章の交付等の要領は、次のとおりとする。

##### (1) 標章を交付する場合

保管場所が確保されていると認める場合に、届出に応じて交付するものとする。

##### (2) 標章の作成

標章の記載事項は次のとおりとし、自動車保管場所管理システムの端末機に必要事項を入力して端末機と接続する標章印字機により作成するものとする。

ア 標章番号は9桁とし、左から2桁を発行年の西暦の下2桁、次の6桁を警察署ごとの標章発行暦年別一連番号、最後の1桁を再交付回数とすること。

イ 発行警察署長名は、保管場所を管轄する署長名とするが、「兵庫県」は冠しないこと。

##### (3) 標章の交付

ア 標章を交付するときは、届出等処理簿に交付月日を記載した上、受領印又は署名を徴するものとする。

イ 標章を交付した後の訂正は、認めない。

## 第5 証明書及び標章等の再交付

### 1 証明書の再交付

証明書の再交付の要領は、次のとおりとする。

#### (1) 再交付の申請に必要な書類

証明申請書 2通

#### (2) 証明書の再交付の申請の受理

証明書の再交付の申請を受けたときは、運輸監理部に当該再交付に係る証明書が有効なものとして取り扱われるか否かを確認するとともに、記載内容を点検した上、受理するものとする。この場合において、証明申請書に誤記、脱字等があるときは、当該箇所に横線2本を引き、当該訂正箇所に申請者の印を押印（署名がなされている場合にあつては、署名）させる方法により訂正させるものとする。

#### (3) 証明書の作成

証明書の再交付の申請を受理したときは、先に交付した証明書と同一内容の証明書を作成の上、上部欄外に再交付と朱書きしておくものとする。この場合において、証明番号は、先に交付した証明書の番号の枝番号とする。

#### (4) 証明書の再交付

証明書を再交付したときは、警察署で保管する証明申請書の欄外余白に再交付理由及び再交付年月日を記載し、先に受理した証明申請書の前に編てつして保管するものとする。

### 2 標章等の再交付

標章及び保管場所標章番号通知書（規則別記様式第6号。以下「6号通知書」という。）の再交付の要領は、次のとおりとする。

#### (1) 標章を再交付する場合

次のいずれかの理由により再交付の申請があつたときに交付するものとする。

ア 標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となったとき。

イ 自動車の標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面の部分を取り除かれたとき。

ウ 標章のはり付けが不完全になったとき。

エ その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められるとき。

#### (2) 再交付の申請に必要な書類

保管場所標章再交付申請書（規則別記様式第6号。以下「標章再交付申請書」という。）2通

#### (3) 再交付の申請の受理

標章の再交付の申請を受けたときは、記載内容を点検した上、受理するものとする。この場合において、標章再交付申請書に誤記、脱字等があるときは、当該箇所に横線2本を引き、当該訂正箇所に申請者の印を押印（署名がなされている場合にあつては、署名）させる方法により訂正させるものとする。

#### (4) 標章の作成

標章を再交付する場合には、先に交付した標章の番号又は車台番号を自動車保管場所管理システムに入力し、再交付申請に係る内容が先に交付したものと相違ないことを確認の上、標章を作成するものとする。この場合において、標章番号は、先に交付した標章番号の末尾の1桁<sup>けた</sup>に再交付回数を記載するものとする。

#### (5) 6号通知書の作成

標章再交付申請書2通の通知欄に、所定の事項を記載した上、契印し、1通（収入証紙をはり付けていないもの）に署長印を押印して6号通知書を作成するものとする。この場合において、6号通知書の番号欄には届出等処理簿の受理番号を、通知の年月日欄には標章の交付年月日を記載するものとする。

#### (6) 標章等の再交付

標章等を再交付するときは、届出等処理簿に交付月日を記載した上、受領印又は署名を徴するものとする。

### 第6 事務の委託

#### 1 委託ができる事務

次に掲げる事務は、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察本部長が認める者に委託することができる。

##### (1) 現地調査

##### (2) 自動車保管場所管理システムへの入力

#### 2 委託時の措置

前記1により事務を委託したときは、処理簿、処理簿（電子申請用）又は届出等処理簿により個々の事務の委託の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、当該委託に係る事務が前記1の(2)に掲げる事務であるときは、兵庫県警察情報管理システム情報保護管理要領（平成13年兵警情例規甲第30号）の定める措置を採らなければならない。

### 第7 手数料の徴収

書面申請の受理又は標章の交付（電子申請に係る交付を除く。以下同じ。）若しくは再交付をする場合は、警察手数料徴収条例第2条に規定する所要の手数料を収入証紙により徴収し、次により処理しなければならない。

#### 1 書面申請の受理をする場合

書面申請の受理をする場合は、警察署で保管する証明申請書の右欄外に収入証紙をはり付け、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）に定めるところにより処理するものとする。

#### 2 標章の交付又は再交付をする場合

標章の交付又は再交付をする場合は、警察署で保管する標章交付申請書又は標章再交付申請書の右欄外に収入証紙をはり付け、収入証紙条例施行規則に定めるところにより処理するものとする。

#### 3 手数料を徴収しない場合

手数料は、次に掲げる場合には、徴収しないものとする。この場合において、警察署で保管する証明申請書、標章交付申請書又は標章再交付申請書の欄外にその旨を朱書きしておかなければならない。

- (1) 標章の交付又は再交付をしないとき。
- (2) 警察手数料免除規程（昭和41年兵庫県公安委員会訓令第3号）第3条の規定に該当するとき。

#### 第8 道路使用・長時間駐車に関する届出のあった場合の措置

令第4条第2項第11号による届出は、道路使用・長時間駐車届出書（様式第13号）により行わせるものとし、道路使用・長時間駐車届出処理簿（様式第14号）に登載し、受理順に編てつしておくものとする。

#### 第9 報告

署長は、保管場所証明等事務に係る各種犯罪その他特異な事案を認知したときは、所要の措置を講ずるとともに、その都度交通部交通規制課長を経由して交通部長に報告しなければならない。